

2025（R7）年税制改正（法人税）

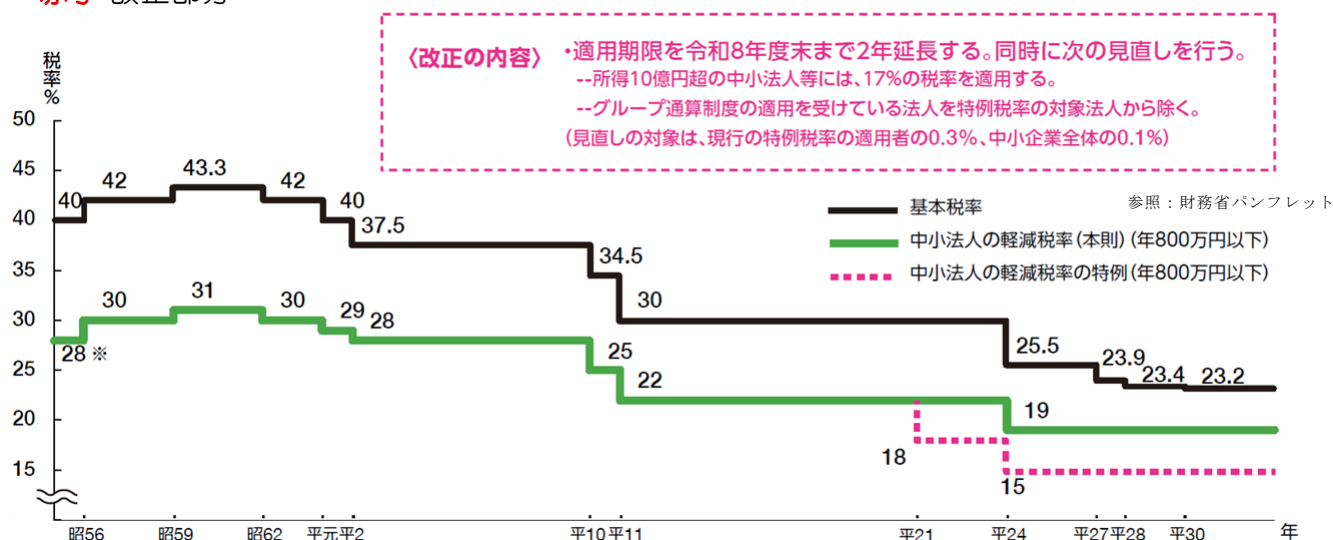
今回は2025（R7）年度の税制改正のうち、**法人税に係る項目**についてご紹介いたします。今年度の改正も近年同様、法人税に係る税制改正は既存制度の期限延長、見直しが主な項目になります。

中小企業の法人税の軽減税率の見直し・延長

2011（H24）年より見直し・延長が行われている現在の中小法人の軽減税率（本則・特例）が、**所得が高い中小法人（所得10億円超）に対してのみ見直しを行い、適用期限が2年延長**されました。

対象		年800万円超の所得	年800万円以下の所得
大法人		23.2%	
中小法人	適用除外法人（過去3期平均所得15億超）・ 通算法人	23.2%	19%
	上記以外	23.2%	15%
	※所得10億円超の年度		17%

赤字:改正部分



中小企業投資促進税制等の延長

【中小企業投資促進税制】

一定の設備投資等を行った場合に特別償却30%または税額控除7%（資本金3,000万円以下の特定中小企業者等）が適用できる「**中小企業投資促進税制**」の適用期限が2年延長（2027（R9）年3月31日まで）。

【中小企業経営強化税制】

経営力向上計画を事前に策定して投資を行う「**中小企業経営強化税制**」は、その適用対象資産の見直し（DX化設備（C類型）の廃止等）、指標等の適用要件の見直しを行い、適用期限が2年延長（2027（R9）年3月31日まで）。

防衛特別法人税の創設

2023（R5）年の税制改正大綱で、防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する方針が示され、その後検討が進められて「**防衛特別法人税**」が創設されました。

- ・法人税額*に対して税率4%の新たな付加税（*課税標準の法人税額から500万円控除した金額）
- ・2026（R8）年4月1日以後開始事業年度から適用

@10月の予定

10/10・9月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

10/31・8月決算法人の確定申告

・2,5,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

